・郵送による受験願書の請求
返信用の封筒（定形封筒（長形３号、120㎜×235㎜）を用い、受験願書の送付を受ける先を明記して、90円の郵便切手を貼り付けること。）を添えて、「100―8915　東京都千代田区霞が関３－４－３　特許庁総務部秘書課弁理士室試験第二係」宛てに平成25年９月２日（月）から平成25年９月20日（金）までの期間に（必着）請求すること。

７　受験願書等の提出

一　出願の期間　平成25年９月17日（火）から平成25年９月27日（金）までの間

二　郵送による受験願書等の提出

「100―8915 東京都千代田区霞が関３－４－３　特許庁内　工業所有権審議会会長」宛てに、封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験受験願書在中」と朱書の上、書留又は簡易書留にて郵送すること。

受験願書等は、平成25年９月27日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

※受験願書は郵送のみの受付となっており、特許庁又は日本弁理士会に直接持参しても受け付けないため、注意すること。

８　その他　試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。

平成 25 年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について

平成25年度における土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第11条に規定する技術管理者試験の実施について、同令第12条の規定に基づき公示する。

平成 25 年６月 28 日　環境大臣　石原　伸晃

１　平成25年度技術管理者試験（以下「試験」という。）を行う期日　平成25年12月８日（日曜日）

２　試験を行う場所　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市及び福岡市

３　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、平成25年８月５日（月曜日）から平成25年９月６日（金曜日）までに、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局（日本郵便株式会社上野郵便局私書箱第122号、電話番号03（5610）3150）に郵便により提出すること。平成25年９月６日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

４　その他　試験の受験申請書等の入手方法その他試験の実施に関する問い合わせは、平成25年７月１日（月曜日）以降、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局に対して行うこと。

第 55 回原子炉主任技術者試験口答試験の施行

第55回原子炉主任技術者試験口答試験の施行について、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年６月 28 日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

１．日時　平成25年８月23日（金）午前９時30分から

２．場所　金融庁全省庁共用会議室　東京都千代田区霞が関３－２－１　中央合同庁舎第７号館

３．受験の申込期間　平成25年７月８日（月）から平成25年７月26日（金）まで

４．受験の申込手続

⑴　試験を受けようとする者は、規則別記様式第３による受験申込書に規則第３条第２項各号のいずれかに該当することを証する書類（原子炉の運転に関する業務に６か月以上従事した者は、その原子炉設置者の発行する従事期間に関する証明書、原子力規制委員会の指定した講習機関等において原子炉の運転に関する課程を修了した者は、その講習機関等の長の発行する課程修了に関する証明書）を添えて提出すること。

⑵　受験申込書は、原子力規制委員会原子力規制庁総務課〔郵便番号106―8450　東京都港区六本木１－９－９　六本木ファーストビル４階　電話番号03（5114）2114〕へ持参するか、上記あて書留郵便（平成25年７月26日（金）までの消印のあるものは有効）で送付すること。

⑶　受験申込書に記載した住所を変更したときは、その旨を文書で届け出ること。

⑷　受験申込書は、申出により原子力規制委員会原子力規制庁総務課で交付する。郵便で申し出る場合には、その旨を明記し、返信用郵便切手をはって、その送付先を記した封筒を同封すること。

５．合格者の発表　合格者の発表は、９月下旬頃官報に公告し、原子炉主任技術者免状を本人あて送付する。

公　告

認　事　項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第30条第３項において準用する同条第２項の規定に基づき、平成25年６月19日付で、平成25年７月１日から３月の業務の停止の処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成 25 年６月 28 日

金融庁長官　畑中龍太郎

記

公認会計士　藤原　一範　昭和47年１月８日生
公認会計士登録番号　第16045号
現住所　北海道札幌市中央区宮の森３条６丁目２番１―1002号

公認会計士　北澤　元宏　昭和38年９月26日生
公認会計士登録番号　第11001号
現住所　北海道札幌市中央区宮の森１条13丁目１－１

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 25 年６月 28 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　届出を行った者の名称等

⑴　名称　株式会社ＴＭキャピタル１
　　住所　東京都港区赤坂二丁目11番15号

⑵　名称　株式会社ＴＭキャピタル２
　　住所　東京都港区赤坂二丁目11番15号

⑶　名称　ＭＩＤ都市開発株式会社
　　住所　大阪市北区堂島浜一丁目４番４号

⑷　名称　一般社団法人環境不動産普及促進機構
　　住所　東京都港区虎ノ門一丁目16番４号

⑸　名称　株式会社エクセ
　　住所　東京都千代田区麹町一丁目10番５

⑹　名称　瀧定大阪株式会社
　　住所　大阪市浪速区湊町一丁目２番３号　マルイト難波ビル11階

⑺　名称　武田株式会社
　　住所　青森県青森市新町一丁目13番２号

⑻　名称　ツネイシホールディングス株式会社
　　住所　広島県福山市沼隈町大字常石1083番地

⑼　名称　エーアールエルオー　フォーティーンリミテッド
　　住所　英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン　ＫＹ１―1102、クイーンズゲートハウス、私書箱1093.

⑽　名称　ダイマジン・グローバル・リミテッド
　　住所　香港、クイーンズウェイ89番地、リッポ・センター、タワー２、24階、2408号室

⑾　名称　ロッテキャピタル株式会社
　　住所　韓国ソウル特別市江南区テヘラン路142（駅三洞）

⑿　名称　中村　直人
　　住所　東京都渋谷区神南一丁目13番８号　パーク・アヴェニュー神南609

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成25年７月１日から平成27年６月30日まで

監査法人懲戒処分公告

下記の法人について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の21第２項第２号の規定に基づき、平成25年６月19日付で、平成25年６月21日から３月の下記の業務の停止及び業務管理体制の改善を命ずる処分を行ったので、公認会計士法第34条の21第４項において準用する同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成 25 年６月 28 日

金融庁長官　畑中龍太郎

記

法人名　監査法人ハイビスカス
所在地　北海道札幌市中央区大通西11丁目４―174
停止する業務　公認会計士法第２条第１項に規定する財務書類の監査又は証明に関する業務のうち、以下の業務

１　契約の新規の締結についてその勧誘をすること

２　契約の新規の申込みを受けること

３　契約の新規の締結をすること